

広島県告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国及び同町南方地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	
岩谷下条（八六四〇）	急傾斜地の崩壊	岩谷下条（八六四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
岩谷下条（八六四〇）	急傾斜地の崩壊	岩谷下条（八六四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
神南（八六四七）	急傾斜地の崩壊	神南（八六四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
神南（八六四八）	急傾斜地の崩壊	神南（八六四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
神南（八六四八―一）	急傾斜地の崩壊	神南（八六四八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
岩谷上条（八六四九―二）	急傾斜地の崩壊	岩谷上条（八六四九―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
岩谷上条（八六四九―三）	急傾斜地の崩壊	岩谷上条（八六四九―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
岩谷上条（八六四九―四）	急傾斜地の崩壊	岩谷上条（八六四九―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

宗近(一四〇—四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宗近(一四〇—四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神南(二四〇三—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神南(二四〇三—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神南(二四〇三—二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神南(二四〇三—二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神南(二四〇四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神南(二四〇四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩谷川(五四四)	土石流	次の図のとおり	岩谷川(五四四)	土石流	次の図のとおり
保田(七二〇〇—一)	土石流	次の図のとおり	保田(七二〇〇—一)	土石流	次の図のとおり
保田(七二〇〇—二)	土石流	次の図のとおり	保田(七二〇〇—二)	土石流	次の図のとおり
保田(七二〇〇隣a)	土石流	次の図のとおり	保田(七二〇〇隣a)	土石流	次の図のとおり
保田(七二〇〇隣b—一)	土石流	次の図のとおり	保田(七二〇〇隣b—一)	土石流	次の図のとおり
保田(七二〇〇隣b—二)	土石流	次の図のとおり	保田(七二〇〇隣b—二)	土石流	次の図のとおり
岩谷(七一〇—一)	土石流	次の図のとおり	岩谷(七一〇—一)	土石流	次の図のとおり
宗近柳国(七一一七)	土石流	次の図のとおり	宗近柳国(七一一七)	土石流	次の図のとおり
宗近柳国(七一一七隣)	土石流	次の図のとおり	宗近柳国(七一一七隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。